

第3回臨時会

第2回臨時会

第2回臨時会

・審議した議案

・町長行政報告

・審議した議案

町長行政報告(要旨)

■悠林館における指定管理協定の解約並びに新たな指定管理者の公募
去る3月22日に(株)愛生の社債権者集会が開催され、これに本町担当職員が出席し、令和4年度における営業期間中の施設使用料及び水道料について、本町債権の申し立てを行い、既に破産管財人において、預貯金の解約や本町立会のもと悠林館内における愛生の社所有動産類の売却などの財産処分を行ったところですが、破産管財人からは公共料金をはじめ一般破産債権に対する配当は一切見込めない状況との見解を伺っています。
また、翌23日には、令和2年4月に愛生の社と締結している悠林館の指定管理に関する基本協定書並びに施設管理の維持管理費に関する付属協定書について、破産管財人弁護士との間で解約に関する合意を行ったところです。
合意の主な内容として、町は愛生の社に対し「施設の原状回復請求権を行使しない。」愛生の社は町に対し「施設の

有益費償還請求権・造作買取請求権、その他補償請求権を行使しない。」また、愛生の社が建物内に残置した動産類については「所有権を放棄した」として、町において任意処分できる。」ことなどであり、このほか本指定管理の解約に関し、何らの債権債務がないことを相互確認する旨の合意解約書を取り交わしたところです。
この合意解約により、町としては悠林館の早期再開に向け、4月7日から新たな指定管理者の公募を行ったところですが、本日現在で1件の応募が来ている状況です。
今後は、庁内の指定管理者選定委員会において、新たな指定管理者の候補者を選定することとなりますが、最終的な決定にあたっては町議会に提案することとなりますのでよろしくお願ひします。
また、はじめに述べたとおり、現段階において破産債権の回収が見込めないことから最終的な裁判所の判断待ちですが、債権の放棄に関する提案することとなりますので承りいただきますよう併せてお願ひします。

第3回臨時会 5月10日開会

予算

■令和5年度一般会計補正予算(第2号)
155万円が追加され、予算の総額が59億942万円になりました。

【主な歳入】
・子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金 150万円

その他

■悠林館「かぶとむし」に係る指定管理者の指定
悠林館の新たな指定管理者を公募のうえ選考した結果、次のとおり決定しました。

管理を行わせる施設
悠林館「かぶとむし」

議案質疑の中から

○悠林館について
開設までに施設修理費用がどのくらいかかるのか伺います。
【答弁】指定管理者が議決され次第、双方が立会いのもと修理箇所・期間を協議したうえで積算するため費用はまだ分かりませんが、6月の開設に間に合わせるため内部の小破修繕を行う予定です。

指定する指定管理者
湧別町計画地1362番地1 有限会社 中谷牧場
代表取締役 中谷友則
令和5年6月1日から
令和10年3月31日
管理を行わせる期間

第2回臨時会が4月28日に開催され、議案2件、承認3件の審議を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

また、第3回臨時会が5月19日に開催され、議案2件の審議を行い、いずれも原案のとおり可決しました。

第2回臨時会 4月28日開会

予算

■令和5年度一般会計補正予算(第1号)
6116万円が追加され、予算の総額が59億786万円になりました。

【主な歳入】
・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 1063万円
・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 924万円
・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3341万円
・財政調整基金繰入金 787万円

【主な歳出】
・予防接種委託料 1447万円
・新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター業務委託料 887万円

■専決処分の承認
令和4年度一般会計補正予算(第11号)の専決処分について承認しました。
1億610万円が追加され、予算の総額が67億8711万円になりました。

【主な歳入】
・法人町民税 1186万円

その他

■財産の取得
若佐歯科診療所の老朽化した治療用ユニット2台を次のとおり更新しました。

①取得する財産
◎カボエスチカE70レシジョン
◎カボエスチカE80レシジョン
②取得価格 1757万円
③納入期限 令和5年7月31日
④取得の方法 随意契約
⑤売買の相手方
札幌市白石区菊水上町2条4丁目36番77
北海道歯科産業株式会社
代表取締役 山田哲哉

・プリミアム付全町共通商品券発行事業補助金 3380万円

・法人事業税交付金 224万円
・地方消費税交付金 1826万円
・地方特例交付金 ▲140万円
・新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 196万円
・特別交付税 1億28万円
・若佐歯科診療所使用料 ▲555万円
・ふるさと応援事業寄附金 ▲400万円
・企業版ふるさと納税寄附金 1000万円
・ふれあいバス運行事業費 ▲230万円
・広域最終処分場整備事業費 ▲150万円
・道管畑地帯総合整備事業費 ▲180万円
・道管畑地帯総合整備事業費(営農用水) ▲940万円
・消防車両購入事業費 ▲1250万円

【主な歳出】
・各公共施設整備基金積立金 1億円
・ふるさと応援事業基金積立金 1000万円
・森林環境譲与税基金積立金 367万円

■専決処分の承認
町税条例の一部を改正する専決処分について承認しました。
これは地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行される所要の規定の整備等を行うため、条例の一部を改正しました。

【主な歳入】
・保険給付費等交付金(普通交付金) ▲7649万円
・療養給付費負担金 ▲5724万円
・高額療養費負担金 ▲1777万円

■専決処分の承認
町税条例の一部を改正する専決処分について承認しました。

・若佐歯科診療所運営委託料 ▲555万円
・国民健康保険特別会計繰出金 ▲141万円